

質問第一八八号

安倍総理らのいわゆるご飯論法による国会答弁についての認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年六月十七日

小西洋之

参議院議長 山東昭子 殿

安倍総理らのいわゆる「ご飯論法」による国会答弁についての認識に関する質問主意書

一 安倍総理及び政府は、第二次安倍政権における安倍総理ら閣僚が国会答弁においていわゆる「ご飯論法」を講じているとの批判を受けていることを承知しているか。

二 国会答弁におけるいわゆる「ご飯論法」について、政府の認識を示されたい。

三 「ご飯論法とは、野党議員の質問に真正面から答えず意図的に論点をずらして中身のある答弁を行うことを回避する（答弁拒否する）」という政府答弁において講じられる論法であると承知している。

すなわち、「朝ご飯は食べたか」という質問を受けた際、「ご飯」を故意に狭い意味にとらえ、パンは食べたにもかかわらず「ご飯（白米）は食べていない」と答えるように、質問側の意図をあえて曲解し論点をずらし回答をはぐらかす手法であるなどとインターネット上でも紹介されているところである。

政府として、安倍総理ら閣僚がこうしたご飯論法を講じた国会答弁を行っているとの認識にあるか。

四 私はかつて総務省に勤務し、いわゆる課長補佐職で退官するまで国会答弁の作成業務に多々従事したところであるが、第二次安倍政権以前の政府において慣行的にご飯論法を講じた国会答弁を行うような総理や閣僚は一切存在せず、また、そのような国会答弁が省庁において作成されることもなかったと認識して

いる。

政府は、安倍総理らを先頭にしたご飯論法の多用によって国会審議を妨害し、議院内閣制の下の国会による行政監視を妨害し、ひいては主権者国民への責任を裏切る行為を犯しているとの認識にあるか。政府の見解を示されたい。

右質問する。